

## 弁護団声明

本日名古屋高等裁判所刑事第2部（田邊三保子裁判長）は、田邊雅樹氏の請求にかかる再審請求に対して名古屋高等裁判所刑事第1部が下した再審請求の棄却決定に対する異議申立に対し、異議申立を棄却する決定を下した。

本事件は物的証拠も目撃者もなく、請求人の自白のみにより起訴された事件であり、就中その自白には変遷や客観的事実に反する記載こそあれ、秘密の暴露に当たるものは皆無であるという事件である。第一審は自白の信用性を否定し無罪判決を下したが、控訴審はその信用性を認めて逆転有罪とした。その後弁護団は平成28年7月15日に再審を申し立てたが、名古屋高等裁判所刑事第1部がこれを棄却したため、名古屋高等裁判所刑事第2部に異議申立をしたものである。

請求審は、本文僅か9頁の決定で、逆漂流予測が正確であるから自白の信用性が無いとの弁護団提出の新証拠については「精度に限界があること事柄の性質上明らか」と判断し、また被害児が請求人のワゴンRの助手席に乗ったとすれば繊維片が残るとの繊維鑑定（再現実験）についても、「かかる再現実験をいくら重ねたところで無意味というほかない。」とまで言い切った。これに対し弁護団は本異議審において、逆漂流予測の正確性について更に補充し、繊維鑑定についても捜査段階におけるリタックシートに大量の微物が付着していたことを明らかにするなど、請求審での証拠について更に補充の証拠を提出した。

しかし本異議審決定は、逆漂流予測については潮汐運動に乱れがあることからその信頼性を否定した原決定を是認し、また、繊維鑑定についても2ヶ月の時間の経過に鑑み大量の微物が発見されたことは被害児の痕跡が残るか否かとは無関係であるとの原決定を是認した。また、田邊氏の自白と客観的に矛盾する事実に関する複数の証拠については、捜査段階の自白が真に請求人の心中を表しているのか疑問が残るとの確定審判決を引用しつつも、自白の根幹部分の信用性を揺るがすものではないとした原決定を是認した。しかも本決定においては、弁護団の申し立てた証拠開示はおろか三者協議すらも行われていない。ちなみに、決定本文16頁の内裁判所の判断部分は12頁であり、かつその約半分は弁護人の主張の概要が記載されているため、実質的な裁判所の判断部分は6頁程度に過ぎない。

つまるところ、今般の決定は、被告人の自白内容に信用性が乏しいことを認めつつも、自白の根幹部分、即ち自分がやりました、との1点のみの信用性を認めて有罪とした確定審判決を、請求審決定と共に改めて、かつ、極めて安易に是認した決定という外ない。かかる決定が維持されるとすれば、自白さえ取れば裁判所は有罪と認定してくれる、との印象を強く捜査機関に与えるものであり、将来的に今以上に捜査機関を自白獲得に迫りやるものであり、到底容認できるものではない。弁護

団としては直ちに特別抗告をするとともに、今後とも田邊氏の雪冤に向けて活動を続けていく所存である。

令和5年6月7日

豊川幼児殺人事件弁護団長

弁護士 後 藤 昌 弘

各 位

なお、弁護団としては、本事件について事件当時の目撃者等からの情報を求めるべく情報提供を呼びかけています。アドレスは以下の通りです。引き続き市民の皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

**【情報提供先】**

後藤昌弘特許法律事務所

電 話 052-211-8647

メール toyokawa-bengodan@aroma.ocn.ne.jp